

＜青森県同時発表＞
青森労働局発表
平成27年3月18日

担 当	青森労働局労働基準部監督課
	課長 外崎 健至 主任監察監督官 小鹿 直人
	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階
	電話 017-734-4112(直通)

青森「働き方改革」に向け関係機関が共同宣言

～健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指して～

青森労働局（局長 友藤 智朗）と、青森県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会に参加する青森県、一般社団法人青森県経営者協会及び日本労働組合総連合会青森県連合会は、本日、「青森『働き方改革』に向けた共同宣言」を行いました（別紙1参照）。

なお、青森労働局においては、今回の「共同宣言」を含め、青森県における「働き方改革」に向けた取組を進めていますので、その経過及び今後の方針を以下のとおり発表します。

1 青森労働局の取組の経過

(1) 青森労働局「働き方改革」推進本部の設置

本年1月9日、青森労働局内に、青森労働局「働き方改革」推進本部を設置しました。

(2) 青森県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会の開催

本年2月20日、青森県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会を開催しました（別紙2参照）。

2 青森労働局の今後の取組の方針

青森労働局では、「働き方改革」に向けて、企業訪問をはじめとする取組を行い、働き方の見直しに向けた気運の醸成を図ります。また、先進的な取組事例について、厚生労働省のポータルサイト（本年1月30日に開設）を活用して情報発信してまいります（別紙3参照）。

青森「働き方改革」に向けた共同宣言

～ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指して ～

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性、若年者、高齢者をはじめとする全ての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、青森県においては、パートタイム労働者を含む労働者一人平均の総実労働時間は1850時間台まで減少してきているものの、いわゆる正社員等、一般労働者の総実労働時間は依然として2000時間台で推移しています。また、年次有給休暇の取得率も47.8%(平成25年)と「2020年までに70%」とする国の目標には及ばない状況です。

このため、労働環境を根本から見直し、時間外労働の縮減や休暇取得を促進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要です。

このような「働き方改革」を進めることによって、過労死等の防止はもとより、全ての人々が健康で安心して生き活きと働くことができるようになるほか、女性、若年者、高齢者等が能力を発揮し、活躍できる社会、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にもつながります。また、人材の県外流出を防ぎ、県内の若者の地元就職や定着、さらには、県外からの優秀な人材の確保につながり、青森県の発展に寄与することができます。

私たちは、これらの共通認識を持ち、この宣言に賛同いただける自治体や各団体等とも連携しながら、各企業の取組を促進し先進的な事例を紹介する等の活動を通じ、働く者が意欲と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、「働き方改革」を進めます。

これらのことを通じ、全ての人々が健康で豊かな生活を送ることができる魅力的な青森県となることを目指します。

平成27年3月18日

青森県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関との間で更なる連携を進め、もって働き方改革の実現に向けた気運の醸成を図ることを目的とする。

2 構成員

一般社団法人青森県経営者協会 専務理事
日本労働組合総連合会青森県連合会 事務局長
青森県 商工労働部 労政・能力開発課長
青森労働局 青森労働局長
青森労働局 労働基準部長

3 実施内容

- (1) 働き方改革の実現のための気運の醸成に向けた取組
- (2) 各関係機関で取り組む内容に関する情報交換及び連携の促進
- (3) その他働き方改革の促進のために必要な取組

4 会議

青森労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

5 庶務

関係機関連絡協議会の庶務は、青森労働局労働基準部において処理する。

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施

- i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
- ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。

② 相談体制の強化

③ 労使団体への要請

④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

青森労働局 働き方改革推進本部

（本部長 友藤労働局長 平成27年1月9日設置）

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

〈協力要請・連携〉

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体 等

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

青森労働局 「働き方改革」の取組について

青森労働局に労働局長を本部長とする働き方改革推進本部を設置（1月9日）

- 働き過ぎ防止を図るため、企業訪問等を通じて企業トップに対し、企業における働き方改革について働きかけるとともに、先進的に取り組んでいる企業や今後具体的な取組を検討している企業の情報を広く発信することにより、各企業の働き方の見直しに向けた取組を推進する。

一般社団法人青森県経営者協会、日本労働組合総連合会青森県連合会、青森県及び青森労働局を構成員とする青森県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会を開催（2月20日）

- 青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関との間で更なる連携を進め、働き方改革の実現に向けた気運の醸成を図る。3月18日に構成員による共同宣言を実施。

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、地域のリーディングカンパニーを訪問企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ働き方・休み方改善コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における先進的な取組事例の収集、周知
- 先進的な取組事例等について、ポータルサイトを活用して情報発信（1月30日厚生労働省に開設）
- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

企業の自主的な働き方の見直しを推進

地域における働き方改革の気運の醸成